

せい かつ ほ ご  
生活保護のしおり

そう だん しゃ よう  
(相談者用)



ひがし おお さか し  
東 大 阪 市

もくじ  
目次

○ はじめに	2
1 生活保護を受けるには	3
2 生活保護のしくみ	4
3 保護の種類と範囲	5
4 保護の決め方	6
5 保護を受けることになったら	7
6 権利と義務	8
○ 生活保護制度に関するQA	11
Q1 収入があっても生活保護は受けられますか？	11
Q2 自動車を持っています。生活保護は受けられますか	11
Q3 持ち家があっても生活保護は受けられますか	11
Q4 借金があっても生活保護は受けられますか	12
Q5 生活保護を受けると親族に連絡がいきますか	12
Q6 子どもと住んでいます。私1人だけ生活保護を受けられますか	13
Q7 生活保護を受けたら、働かなくてもよいですか	13
Q8 生活保護を受けると支給される家賃の上限額はいくらですか	13
Q9 外国籍ですが、生活保護を受けられますか	14
Q10 ケースワーカーは何をする人ですか	14

## はじめに

生活保護法第1条には、『この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、  
国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行  
い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする』  
と規定しています。これは、保護を国民の権利として認め、しかもその内容としては健康  
で文化的な最低限度の生活を保障するものです。

しかしながら、一般的に、生活保護は非常に複雑な制度になっています。そこで、  
生活保護制度のあらましや、基本的な仕組みを理解していただき、生活保護を必要とする方  
が、法の趣旨にそって適正に保護を受けていただくため、この「生活保護のしおり」を作成  
しました。

このしおりの内容や生活保護の申請にあたり、わからないことがあればお気軽に  
福祉事務所にお越しください。また、電話による問い合わせもできます。(電話番号は15ペ  
ージをご覧ください。)

## 1 生活保護を受けるには

人は誰でも病気になったり、仕事を失ったり、その他の事情で生活が苦しくなり、努力しても、生活していけないときがあります。そんなときに、あなたの世帯の生活を援助し、再び自立できるようお手伝いするのが生活保護制度です。

生活保護は、国民の権利として生活保護法の定める要件を満たす限り、性別、社会的身分、生活に困窮した理由を問わず、どなたでも受けることができます。

しかし、以下のように利用できる資産、活用できる能力、身内からの援助、年金や手当といった他法他施策など、あらゆるものを活用していただく必要があります。

### 保護を受給する要件

- 働くことが可能な方は能力に応じて働いてください。
  - 生活必需品以外の資産は、原則として処分あるいは最大限に活用して、生活費に充てていただくこととなります。(たとえば、土地・家屋、預貯金、有価証券、生命保険などの各種保険、自動車、貴金属類など。ただし、居住・事業用の土地・家屋、生命保険・学資保険・互助会、自動車などは、要件を満たせば保有が認められる場合がありますので、福祉事務所にご相談ください。)
  - 年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金など、他の法律や制度で給付が受けられる場合は、すべて受けてください。
- 以上が主なもので、これらの活用を要件として保護を受けることができます。

- 子どもに対する養育費や、親子・兄弟姉妹など扶養義務者の援助が受けられる場合は、可能な範囲でその援助を優先して受けてください。
- 暴力団関係者は、生活保護を受給することができません。必要に応じて、暴力団関係者であるか警察署に照会する場合があります。

## 2 生活保護のしくみ

保護が受けられるかどうかは、国（厚生労働大臣）の定めた基準（年齢別、世帯構成別、所在地別）に基づいて計算した最低生活費と世帯の収入を比較して決定されます。

保護は、原則として個人単位ではなく世帯単位で適用され、世帯の収入が、最低生活費より少ないときに、不足分が保護費として支給されます。

保護基準

最低生活費

保護が受けられるとき

収入

保護費

保護が受けられないとき

収入

### 1 最低生活費とは

国が定めた保護基準に基づき、食費・被服費・光熱水費などの生活費、家賃・地代などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費などを合わせたもの。

### 2 収入とは

預貯金、物品、給与、仕送り、年金・各種手当など、世帯に入ったすべてのものが収入となります。なお、働いて得た収入は、一定の控除がありますので、働いていない場合より世帯全体の生活費は増加することになります。

保護を申請される方及び受給されている方は必ず収入申告書を提出する必要があります。

### 3 保護の種類と範囲

生活保護には8種類の扶助があり、国の定めた基準に基づいて支給されます。

社会生活を営む中では、いろいろな諸経費が必要となりますので、保護費もその

性格によって、次の8種類に分けられています。

種類	範囲	方法(原則)
1. 生活扶助	1 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの 2 移送	金銭給付
2. 教育扶助	義務教育に必要な教科書、学用品、通学用品、学校給食費	金銭給付
3. 住宅扶助	1 家賃、地代 2 家屋などの補修、その他住宅の維持に必要なもの	金銭給付
4. 医療扶助	1 診療 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置、手術、その他治療並びに施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護又は移送	原則として 現物給付
5. 介護扶助	介護保険の給付(居宅介護、施設介護)のうち、利用者負担額	原則として 現物給付
6. 出産扶助	1 分娩の介助 2 分娩前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼなどの衛生材料費	金銭給付
7. 生業扶助	1 生業に必要な資金、器具又は資料 2 生業に必要な技能の習得 3 就労のために必要なもの 4 高校就学に必要なもの	金銭給付
8. 葬祭扶助	1 検案及び死体の運搬 2 火葬又は埋葬 3 納骨その他葬祭のために必要なもの	金銭給付

# 4 保護の決め方

## 保護の手続き

### ① 相談

生活に困って保護を受けたい方は、本人や家族の方が福祉事務所へ相談にお越しください。(病気などの都合で来れない場合は、まず、電話などでご相談ください。)

### ② 保護の申請及び必要書類の提出

生活に困っておられる状況をお伺いして、保護申請書及び申請に必要な書類をお渡します。お渡しした書類を記載して、福祉事務所に提出してください。書類の提出が遅れると保護の決定ができなかったり、遅れたりする場合がありますのでご注意ください。

### ③ 調査

申請手続きが済みまずと福祉事務所の地区担当者(ケースワーカー)があなたのお宅をうかがって、生活に困っておられる状況や保護を受けるための要件を満たしているかどうか調査します。また、資産保有状況、金融機関・生命保険会社などへの調査、扶養義務者の方が援助できるかどうかの調査、仕事ができるかどうかの調査などもあわせて行います。

### 保護が受けられる場合

「保護(開始)決定通知書」を送付します。この通知書には、受けられる扶助の種類や扶助額が記載してあります。

### ④ 決定

(何らかの理由で14日以内に決定されない場合でも、30日以内に決定します。)

### 保護が受けられない場合

「保護却下通知書」を送付します。この通知書には、保護が受けられない理由が記載してあります。

### ⑤ 保護費の支払い

保護費は、毎月口座振り込み、もしくは窓口払いで支給します。

原則として14日以内に決定

## 5 保護を受けることになったら

### 1 保護費の受領

毎月、月初めに1か月分の保護費が支給されます。

### 2 国民健康保険証の返還及び保護受給後の病院などへの受診

生活保護を受けている間は、国民健康保険に加入できませんので、保険証をすみやかに市役所の担当課もしくは、福祉事務所に返還していただくことになります。ただし、その他の健康保険（協会健保、組合健保、共済健保）に加入している場合は、返還していただく必要はありません。

なお、病気やケガなどのため、病院などの医療機関（以下、「病院など」）を受診するときは、あらかじめ福祉事務所に申請してください。申請しますと医療券などを発行しますので、それを持ち病院などに行き受付に提出して受診してください。

緊急の場合は、生活保護受給証を病院などの窓口に掲示のうえ受診し、後日、必ず医療券を取りに来るか、地区担当者にご連絡ください。

### 3 家庭訪問

生活保護受給中は生活していく上で、さまざまな相談にのり、自立に向けた支援を行うため、福祉事務所の地区担当者がお住まいを訪問（家庭訪問）します。

家庭訪問では、あなたの生活の状況、収入の状況、通院の状況などをお聞きし、自立に向けた支援を行いますので、遠慮なく相談してください。





## 6 権利と義務



### 1 保護を受ける人の権利

生活に困窮している人は、その困窮の程度に応じた最低生活の保障と、自立社会へ適応していくための援助を受ける権利を有しています。

保護を受けている人には、次のような権利があります。

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された保護について、不利益に変更されることはありません。
- (2) 保護金品、又はこれを受ける権利について、課税されたり、差し押さえられることはありません。
- (3) 保護を受けようとする人、または受けている人が、福祉事務所の行った保護の開始、却下、変更、停止、廃止などの決定処分に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に大阪府知事に対して不服の申し立てをすることができます。

### 2 保護を受ける人の義務

保護を受けている人は次のような義務があります。

- (1) 保護を受ける権利を人に譲り渡すことはできません。
- (2) 働ける人は能力に応じて働いたり、病気の方は医師の指示に従って一日も早くなおすよう努力するなど、常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、生活の維持向上に努めなければなりません。
- (3) 次のような時は、すみやかに福祉事務所に届出をしなければなりません。
  - A 住所や家賃・地代が変わるとき（必ず事前に相談してください。）
  - B 家族に変化があるとき（出産・死亡・転入・転出・結婚・妊娠・病気・入退院・事故・入学・退学など）

C 仕事<sup>しごと</sup>を新しく始めたり、辞めたり、変えたとき（就職<sup>しゅうしょく</sup>、転職<sup>てんしょく</sup>、休職<sup>きゅうしょく</sup>、失業<sup>しつぎょう</sup>、廃業<sup>はいぎょう</sup>など）

D 働く日数<sup>はたら にっすう</sup>や収入<sup>しゅうにゆう</sup>が変わったとき（ボーナスが入ったとき、年金<sup>ねんきん</sup>・手当額<sup>てあてがく</sup>がかわったとき、臨時的な収入<sup>りんじてき しゅうにゆう</sup>があったとき）

E 資産<sup>しさん</sup>が得られた時<sup>え</sup>（相続<sup>とき</sup>、交通事故<sup>そうぞく</sup>の補償<sup>こうつうじこ</sup>を含む<sup>ほしょう ふく</sup>）や、処分<sup>しよぶん</sup>したとき（土地<sup>とち</sup>・建物<sup>たてもの</sup>、生命保険<sup>せいめいほけん</sup>など）

F 社会保険<sup>しゃかいほけん</sup>などの資格<sup>しかく</sup>を取得<sup>しゅとく</sup>したとき、または喪失<sup>そうしつ</sup>したとき

G その他の生活<sup>た</sup>の状況<sup>せいかつ</sup>に変化<sup>じょうきよう</sup>があったとき

(4) 福祉事務所<sup>ふくしじむしょ</sup>長<sup>おこな</sup>が行<sup>しどう</sup>う指導<sup>しじ</sup>・指示<sup>ちくたんとうしや</sup>（地区担当者<sup>かていほうもん</sup>の家庭訪問<sup>しどう</sup>による指導<sup>しどう</sup>も含む<sup>ふく</sup>）には従<sup>したが</sup>わなければなりません。

(5) 資力<sup>しりよく</sup>があるにもかかわらず、生活保護<sup>せいかつほご</sup>を受けたときは、先<sup>さき</sup>に支給<sup>しきゆう</sup>された保護費<sup>ほごひ</sup>の全部<sup>ぜんぶ</sup>又は一部<sup>いちぶ</sup>を返還<sup>へんかん</sup>しなければなりません。

(6) 事実<sup>じじつ</sup>と異なる<sup>こと</sup>申請<sup>しんせい</sup>や不正<sup>ふせい</sup>な手段<sup>しゅだん</sup>により生活保護<sup>せいかつほご</sup>を受けたときは、そのことにより不正<sup>ふせい</sup>に受給<sup>じゅきゆう</sup>した保護費<sup>ほごひ</sup>を返<sup>かえ</sup>さなければなりません。また、法律<sup>ほうりつ</sup>により罰<sup>ばつ</sup>せられることもあります。

### 3 その他<sup>た</sup>

次<sup>つぎ</sup>のような場合<sup>ばあい</sup>には、保護<sup>ほご</sup>を受けられないことがありますので、くれぐれも注意<sup>ちゅうい</sup>してください。

(1) 保護<sup>ほご</sup>を受ける人<sup>ひと</sup>の義務<sup>ぎむ</sup>を守<sup>まも</sup>らないとき

(2) 虚偽<sup>きよぎ</sup>の届出<sup>とどけ</sup>をしたときや必ず<sup>かなら</sup>届出<sup>とど</sup>けなければならないことを届出<sup>とど</sup>けなかったとき

(3) 福祉事務所<sup>ふくしじむしょ</sup>が行<sup>おこな</sup>う必要<sup>ひつよう</sup>な調査<sup>ちょうさ</sup>に対して、正当<sup>たい</sup>な理由<sup>せいとう</sup>なく拒<sup>りゆう</sup>んだり妨害<sup>こぼ</sup>したとき

**【MEMO】**

## 生活保護制度に関する QA

**Q1 収入があっても生活保護は受けられますか？**

**A1** 働いて収入のある方、年金・児童扶養手当などの手当を受給している方でも、世帯の収入や資産が厚生労働大臣の定める基準により計算した最低生活費に満たない場合は、生活保護を受給できます。この場合、最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給します。

**Q2 自動車を持っています。生活保護は受けられますか？**

**A2** 自動車は「資産」にあたりますので、原則として処分のうえ、得られた金銭を生活の維持に活用していただきます。

ただし、自営業等を営んでおり車を使用する場合や障害をお持ちの方であって、通勤・通院等でやむを得ないと福祉事務所が認めた場合は、保有が認められることもあります。世帯の状況により判断いたしますので、福祉事務所にご相談ください。

**Q3 持ち家があっても生活保護は受けられますか？**

**A3** 持ち家は資産にあたりますので、原則は売却し、得られた金銭を生活の維持に活用いただきますが、実際に居住しており、処分価値が低い場合は、そこで生活保護が受けられる場合があります。資産価値に応じて判断しますので、詳しくは福祉事務所にご相談ください。

ただし、持ち家にローンが残っている場合は、保有が認められないので、原則として、処分していただくこととなります。

**Q4 借金があっても生活保護は受けられますか？**

**A4** 借金があるために、生活保護を受給できないということはありません。

しかしながら、生活保護費は、最低生活を維持するためのもので、借金返済にあてるためのものではありませんので、法テラスなど法律の専門家に相談のうえ、任意整理・自己破産など借金の整理をご案内いたします。

**Q5 生活保護を受けると親族に連絡がいきますか？**

**A5** 生活保護法第4条第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養は優先

的に活用するものとされていますので、生活保護を申請すると親、子ども、兄弟姉妹などの親族（以下、「扶養義務者」）に対し、保護の申請を行うた方を援助できるかどうか、確認するために、扶養照会を行います。

ただし、以下の場合、「扶養義務の履行ができない者」として取扱い、扶養照会を差し控えることができることがありますので、福祉事務所にご相談ください。（その後、状況の変化があれば、その時点で実施する場合があります。）

- ① 扶養義務者が生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、未成年者、専業主婦・主夫など主たる生計維持者でない非稼働者、70歳以上の高齢者
- ② 特別の事情がある場合。例えば、申請者が当該扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐり対立しているなどの事情がある、概ね10年程度音信不通であるなど交流が断絶しているなど
- ③ 夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等の扶養義務者で、扶養を求めることにより明らかに自立を阻害すると認められる。

**Q6** 子どもと住んでいます。私 1 人だけ生活保護を受けられますか？

**A6** 生活保護は同じ家に住み、生活をしている場合は、その世帯全員で生活保護が必要かどうか判断します。そのため、世帯の一部の方だけが保護を受けることは基本的にはできません。ただし、世帯にいた方が長期間入院となり、退院の見込みがないなどの場合は、例外的に世帯の一部の方だけを保護する（又はしない）ことができる場合がありますので、福祉事務所にご相談ください。

**Q7** 生活保護を受けたら、働かなくてもよいですか？

**A7** 生活保護は保有する資産、能力、その他あらゆるものを活用してもなお、最低限度の生活が維持できない場合にその不足分を補うものですので、働ける方は、能力に応じて働く必要があります。各福祉事務所には就労支援を専門に行う職員を配置しておりますし、働く準備をするための支援も行っています。

**Q8** 生活保護を受けると支給される家賃の上限はいくらですか？

**A8** 世帯の人数により、国が家賃・間代・地代等の上限が定めており、東大阪市における上限は以下のとおりです。

にんずう 人数	やちん ちだい まだいとう 家賃・地代・間代等	にんずう 人数	やちん ちだい まだいとう 家賃・地代・間代等
1人	38,000円 <sup>えん</sup>	6人	53,000円 <sup>えん</sup>
2人	46,000円 <sup>えん</sup>	7人	59,000円 <sup>えん</sup>
3人から5人	49,000円 <sup>えん</sup>	※	れいわ ねんどきじゆん 令和5年度基準

**Q9 外国籍ですが、生活保護を受けられますか？**

**A9 外国籍の方は生活保護法の適用にはなりません、**「永住者」、「定住者」、「永住者の配偶者」、「日本人の配偶者」のいずれかの在留資格を有する方**「特別永住者」、「難民認定を受けた方」**などが、生活に困窮した場合、生活保護法に準じて保護を受けることは可能です。

この場合における生活保護の申請は、在留カード又は特別永住者証明書に記載された住所地を管轄する福祉事務所に行くこととなります。詳しくは福祉事務所にお問い合わせください。

**Q10 ケースワーカーは何をする人ですか？**

**A10 ケースワーカーは生活保護の申請をされた方について、**家庭訪問や資産・収入の調査などにより保護の要否判定を行います。また、継続して保護を受けられている方の生活状況の把握のため、家庭訪問の実施、自立に向けた指導・援助などを行います。

# ふく し じ む し ょ 福 祉 事 務 所

めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	でん わ ぼん ごう 電 話 番 号
ひがしふくしじむしよ 東福祉事務所	ひがしおおさかしあさひまち 東大阪市旭町1-1	072-988-6616 072-988-6618
なかふくしじむしよ 中福祉事務所	ひがしおおさかしいわたちょう 東大阪市岩田町4-3-22-300	072-960-9271 072-960-9272
にしふくしじむしよ 西福祉事務所	ひがしおおさかしたかいだもとまち 東大阪市高井田元町2-8-27	06-6784-7696

- 生活にお困りの方は遠慮なくお住まいを管轄する福祉事務所にご相談ください。

秘密は守ります。

- 生活保護の相談窓口がどこか分からない場合は、上記にお電話いただければお答えいたします。

- この「生活保護のしおり」は、生活保護制度すべてを網羅しているわけではありませんが、くわしくは福祉事務所にお問い合わせください。

## せい かつ ほ ご 生 活 保 護 の し お り

はっ こう ひがしおおさかしせいかつしえんぶ  
発 行 東大阪市生活支援部

せいかつふくしつせいかつふくしか  
生活福祉室生活福祉課

しょざいち 〒577-8521  
所在地 ひがしおおさかしあらもときた ちょうめ ぼん ごう  
東大阪市荒本北1丁目1番1号

でん わ 06-4309-3226 (直通)  
電 話 ちよくつう

れいわ ねん がつはっこう  
令和5年4月発行